



共同実施だより

3号

平成19年7月10日発行
10支部共同実施会(経営サポート班)

学校預り金 転出入者の精算について



転出入児童・生徒がいた場合、学校預り金会計の過不足の計算をする必要があります。保護者に不利益が生じないように、正確に処理しましょう。



なぜ過不足の計算をするの??

学校で集金している各会計の月額はその月の必要額ではなく、1年間もしくは卒業までに必要な総額を、その年度に集金する月数で除したものです。

従って、転出時までに集金した額が、その児童生徒に渡された物品又は使用されたものの総額と同額ではないために、集金額と渡した物品とを計算し、その過不足額を集金、又は返金する必要があります。つまり、これが「精算」です

$$\boxed{\text{集金済総額}} - \boxed{\text{購入済額}} = \boxed{\text{返金額}}$$

担任

児童生徒の保護者から転出入の連絡を受け、各会計係・出納係に連絡



各会計

学年費、積立金、給食費等各会計係はその会計について精算額を算出する



出納

精算の書類「収入決裁書」を起こす



事務

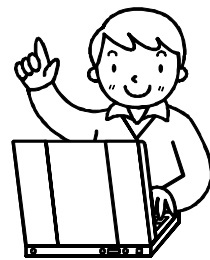
預り金の納入状況等確認及び出納金融機関への連絡



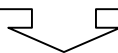
担任

精算額を保護者へ連絡
領収書は収入決裁書裏面に貼る

精算の手順



精算の留意事項が裏面にあります



精算の留意事項



学校預り金会計のうち、精算する会計、精算方法、返金方法を校内で統一する。学年間での取扱いに相違がないようにする。

会計の処理は、単価処理とする。

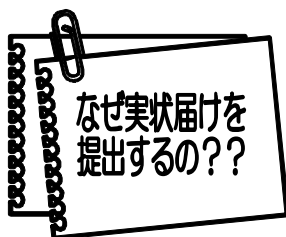
転出入児童・生徒の発生を確認した担任は、速やかに事務へ連絡する



三手当(扶養・住居・通勤手当) 実状届について(お断り)

三手当については、規則により支給要件の具備及び支給額の確認を随時行うことになっています。今年度も8月上旬に第10支部共同実施により確認を行いますので、添付書類の準備をお願いします。

また、本年度から、共済組合の被扶養者の確認を基に、毎年被扶養者証(保険証)等の検認を受けることになりました。



手当認定等の随時確認を行い、実状を確認するとともに、支給額の確認をし、給与事務の適正化を図ります。

職員の申告がなかったために誤認定となり、過年度返納となったケースがあります。

下記のような認定をしている方は気をつけてください

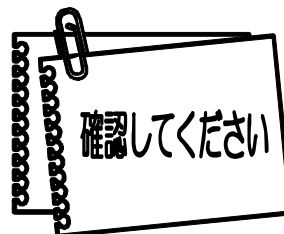
扶養手当

父母を認定している場合

遺族年金・障害者年金は非課税扱いの収入のため、市町村で発行される所得証明書には記載されませんが、扶養手当上は収入の対象となります。

大学生を認定している場合

アルバイト収入はありませんか？複数箇所でアルバイトをしていませんか？



※ 不明な点は事務職員におたずねください